社会教育関係団体
認定申請のしおり

関市協働推進部　生涯学習課

目　　次

１　社会教育関係団体とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
２　社会教育関係団体の認定に必要な一定の基準とは　・・・Ｐ１
３　認定の申請方法とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
４　認定の期間は　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
５　更新の時期とその手続き方法は　・・・・・・・・・・・・Ｐ２

【様式】
関市社会教育関係団体認定（更新）申請書・・・・・・・・・Ｐ３
関市社会教育関係団体認定証　・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
関市社会教育関係団体不認定（更新）通知書　・・・・・・・Ｐ５
関市社会教育関係団体変更（解散）届　・・・・・・・・・・Ｐ６

【参考】
社会教育関係団体チェックシート　・・・・・・・・・・・・Ｐ７
規約（会則）の例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
構成員の名簿の例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
活動計画書の例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０
予算書の例・・　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１１
活動報告書の例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１２
決算書の例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３
関市社会教育関係団体認定要綱　・・・・・・・・・・・・・Ｐ１４

関市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、生涯学習の推進を図るために、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体が一定の基準を満たしていると認められる場合は社会教育関係団体と認定し、中央公民館、文化会館等施設の使用料（冷暖房料等を除く）を減免してその活動を支援します。

社会教育関係団体として認定されるためには一定の基準を満たし、なおかつ、必要書類を揃えて教育委員会に申請しなければなりません。

社会教育関係団体として教育委員会が認定した場合、社会教育関係団体認定証を交付します。認定証の有効期間は原則３年間ですので、引き続き認定を受ける場合は更新の手続きが必要となります。

１　社会教育関係団体とは

社会教育関係団体を次のとおり定義しています。（関市社会教育関係団体認定要綱（以下「要綱」という。）第２条第１項、第２項）

（１）公の支配に属しない団体であること。

（２）社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であること。

社会教育に関する事業とは、技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をより良くしたりするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動を指します。

具体的には、

○学習活動 ･･･ 話し合い、講習会、研修会、勉強会など
○文化活動 ･･･ 茶華道、邦楽、洋楽、美術工芸、文芸など
○スポーツ活動 ･･･ 陸上、水泳、各種球技、剣道、太極拳、ダンスなど
○ボランティア活動 ･･･ 子どもや高齢者に関わるボランティア、観光・まちづくりに関わるボランティアなど

２　一定の基準とは

社会教育関係団体の認定に必要な基準は、要綱第４条に定めています。事前に「社会教育関係団体チェックシート」でチェックし、申請時に提出してください。

チェックシートにある項目で、一つでも当てはまらない項目がある場合は社会教育関係団体として認定できません。

３　申請方法とは

社会教育関係団体として認定を受けようとする団体の代表者の方は、「関市社会教育関係団体認定（更新）申請書（別記様式第１号）」に必要事項をもれなく記入して申請してください。併せて、以下の必要書類を添付してください。（要綱第５条）

（１）規約又は会則
（２）構成員の名簿（構成員の住所及び役職が記載されているもの）
（３）当該年度の活動計画書及び予算書
（４）当該年度の前年度の活動報告書及び決算書
（５）その他教育委員会が必要と認める書類

（１）から（４）については、それぞれ記載例を作成しています。作成方法が分からない場合はそれらを参考にして作成してください。（５）については、教育委員会から別途指示があった時のみ作成してください。

４　認定の期間は

認定有効期間は、令和７年８月１日を起算日として３年間の令和１０年７月３１日までです。（要綱第７条第１項、第２項）

ただし、令和７年８月２日以降に認定を受けた場合は、認定を受けた日から令和１０年７月３１日までが認定有効期間となります。

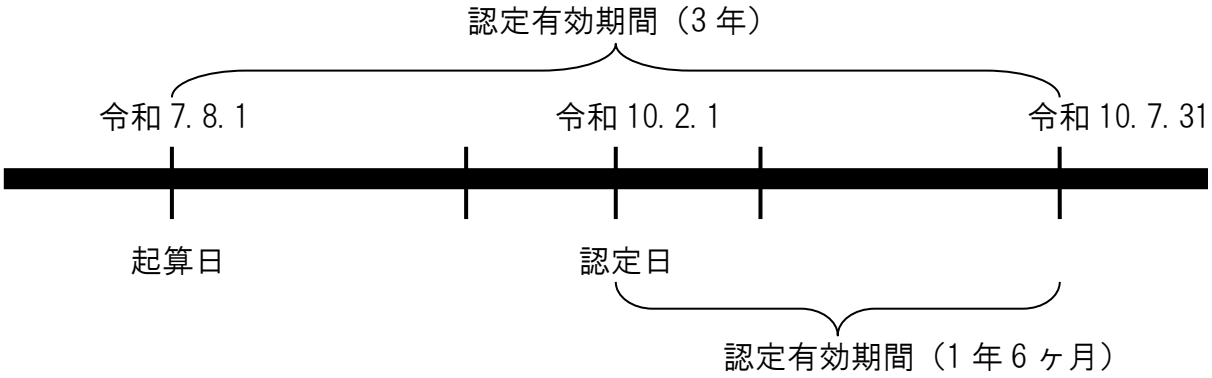

５　更新の時期は

更新手続きは、令和１０年６月１日から令和１０年７月１１日まで行うことができます。（要綱第８条）

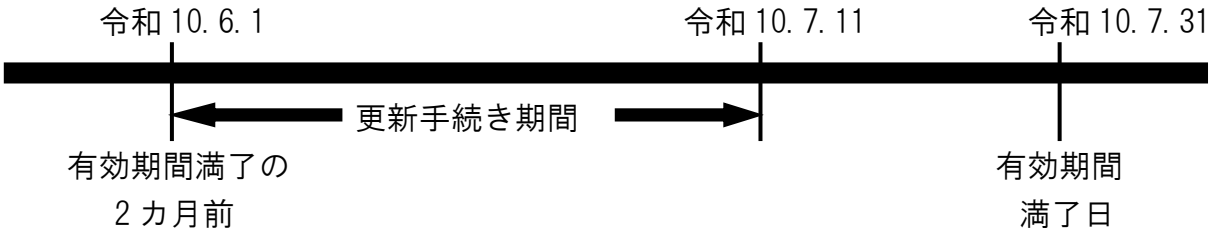

６　更新手続きの方法は

更新手続きは認定申請と全く同様です。「関市社会教育関係団体認定（更新）申請書（別記様式第１号）」に必要書類を添付して更新手続き期間内に提出してください。

７　その他留意いただきたいこと

（１）規約又は会則、会長（代表者）等に変更があった時や会を解散した時は、速やかに「関市社会教育関係団体変更（解散）届（別記様式第４号）」を提出してください。

（２）社会教育関係団体としてふさわしくないと認められる場合、認定を取り消されることがあります。

（３）社会教育関係団体は、団体名や活動内容等を市ホームページで公開します。

（４）申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

別記様式第１号（第５条関係）

申請日　　年　　月　　日

関市教育委員会　様

申請者（代表者）　住所

氏名

関市社会教育関係団体認定（更新）申請書

社会教育関係団体としての認定（関市社会教育関係団体認定証の更新）を受けたいので、必要書類を添付して申請します。

申　請　区　分		新規　・　更新　(どちらかに○)
ふ　り　が　な 団　　体　　名		(ふりがな)
団体の目的及び活動内容		
代　表　者	住所	
	氏名	(電話　　)
連　絡　先 (連絡先が代表者と異なる場合)	住所	
	氏名	(電話　　)
主たる活動場所		
構成員の数		計　　名　（内訳）市内在住者　　名 市内在勤在学者　　名 その他の者　　名
団体設立年月日		年　　月　　日

留意事項

社会教育関係団体に認定された場合は、生涯学習活動等推進のため、団体名、活動内容その他の事項を市ホームページで公開します。

※添付書類（該当欄にレを付けてください。）

□規約又は会則
□構成員の名簿（構成員の住所及び役職が記載されているものに限ります。）
□当該年度の活動計画書及び予算書
□当該年度の前年度の活動報告書及び決算書
□その他教育委員会が必要と認める書類

別記様式第２号（第６条関係）

管理 No.

関市社会教育関係団体認定証

関市社会教育関係団体認定要綱第６条の規定により、貴団体を社会教育関係団体として認定します。

団 体 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

有効期限：＿＿＿＿＿＿年　７月３１日まで＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日

関市教育委員会

【おもて】

（備考）

※有効期限の２ヵ月前から更新の手続きを行うことができますので、必ず有効期限の２０日前までに手続きしてください。

※関市社会教育関係団体認定（更新）申請書に記載された事項に変更がある場合や解散した場合は、必ず関市社会教育関係団体変更(解散)届を提出してください。

【う　ら】

別記様式第３号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

関市教育委員会

関市社会教育関係団体不認定（更新）通知書

年　　月　　日付けで申請のあった社会教育関係団体の認定（関市社会教育関係団体認定証の更新）の申請につきましては、次のとおり決定しましたので、通知します。

ふりがな 団　体　名	
申請の結果	不　認　定（更　新）
不認定の 理　　由	

別記様式第４号（第９条関係）

申請日　　年　　月　　日

関市教育委員会　様

申請者（代表者）　住所

氏名

関市社会教育関係団体変更（解散）届

下記の事項について変更（団体を解散）したので届け出ます。

		変　更　後	変　更　前
ふりがな 団　体　名 **（必ず記入）**			
団体の目的又は 活動内容			
代　表　者	住所		
	氏名		
	電話		
連　絡　先	住所		
	氏名		
	電話		
主たる活動場所			
上記以外の変更			
変更・解散年月日		年　　月　　日	

※団体名は、必ず記入してください。

※変更があった場合は、変更があった項目について、変更前の内容と変更後の内容を記入してください。変更のない項目については記入の必要はありません。

社会教育関係団体チェックシート

以下の事項の内、一つでも当てはまらない事項がある場合は、社会教育関係団体として認定できません。認定申請される前にチェック（〇）してください。

No.	認　定　の　要　件	ﾁｪｯｸ欄
1	国、地方公共団体の支配に属さない。	
2	技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をより良くしたりするための学習・文化・スポーツ等の活動を行うことを主たる目的としている。	
3	構成員が５名以上で、構成員の２分の１以上が関市内に在住、在勤又は在学している。	
4	規約又は会則を有し、会長（代表者）、副会長、会計、監査等の役員を設けている。	
5	会長（代表者）は成人である。	
6	継続的（月に１回以上）かつ計画的に活動を行っている。	
7	団体単体での経理機構（会計）を設けている。	
8	主たる活動場所が関市内である。	
9	会員相互の親睦交流のみを目的とする団体ではない。	
１０	会員の対象を特定、限定せず、入会希望者を広く受け入れる開かれた団体である。	
１１	団体設立後１年以上の活動実績がある。	
１２	専ら営利を目的とした活動を行う団体ではない。	
１３	講師や指導者が代表者であったり、講師（指導者）が中心となり、月謝（会費）・参加費などを徴収し活動する団体ではない。	
１４	企業、大学等のクラブ活動又はサークル活動と同等の活動を行う団体ではない。	
１５	特定の政党又は公職の候補者の利害に関する活動その他の政治活動（選挙運動を含む。）を行う団体ではない。	
１６	特定の宗教を支持又は、教派若しくは教団を支援する宗教活動を行う団体ではない。	

全ての事項に当てはまる場合は、関市社会教育関係団体認定（更新）申請書（別記様式第１号）に必要書類を添付して申請してください。

規約（会則）の例

●　●　●　●　●の会規約（会則）

第１条（名称・事務局）

本会は●　●　●　●　●の会と称し、事務局を会長宅に置く。

第２条（目的）

本会は●●●●●の学習を主体として活動し、技術の向上と地域への学習成果の普及に努め、併せて会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第３条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

１．週●回の●●●の定例会

２．年●回の学習発表会

３．その他目的を達成するために必要な事業

第４条（会員）

本会の会員は関市に在住または在勤し、本会の目的に賛同する者をもって組織する。

第５条（役員）

本会に会長１名、副会長●名、会計●名、監事●名を置く。

２　役員は会員の互選により選任する。

第６条（役員の職務）

１．会長は本会を代表し、会務を総括する。

２．副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

３．会計は本会の会計事務を担当する。

４．監事は会計を監査する。

第７条（会費）

会費は月（年）●●●●円とする。

第８条（経費）

本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。

第９条（会計年度）

本会の会計年度は毎年４月１日より始まり翌年３月３１日に終わる。

第１０条（会議）

本会の会議は役員会及び総会とし、必要に応じ会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

２　会議の議長は会長が行う。

３　会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

※会の活動の実情に合わせ、会員で協議して作成してください。

構成員の名簿の例

構　成　員　の　名　簿

（団体名　　）

番号	氏　　名	住　　所 （勤務先・通学先）	電話番号	役　職
1	若草　太郎	関市若草通２－１	23-7777	会長
2	鈴木　花子	岐阜市薮田南２－１－１ （関市若草通３－１　関市役所）	(058) 272-1111	副会長
3	佐藤　次郎	美濃市生櫛１６１２－２ （関市桐ヶ丘２－１　中部学院大学）	33-4011	会計
4	関　鮎子	関市平和通４－１２－１	23-1670	監査
5	鵜飼　一郎	岐阜市司町●－１	0●0-1111 －1111	
6	杉田　菊子	関市桜本町２－３０－１	24-6455	
7				
8				
9				
１０				
１１				
１２				
１３				
１４				
１５				

＜名簿作成上の注意点＞

・役職名を必ず記載してください。

・関市外に在住かつ関市内に在勤・在学の方については、勤務先・通学先を住所と併記してください。

活動計画書の例

令和●●年度活動計画書

（団体名　　）

活動予定日	活動名	活動場所	活動内容等
４月３０日	役員会	会長宅	総会の打ち合わせ
５月２６日	総　会	わかくさ・プラザ ２－１研修室	前年度の活動・会計報告 新年度の活動計画・予算
６月５日	例　会	●●集会所	
６月１９日	例　会	●●集会所	
		・ ・ ・	
１１月１０日	発表会	関市文化会館	関市内の活動グループによる 発表会
１２月上旬	研修会	●●ホール	●●協会主催の研修会に参加
１月１５日	例　会	●●集会所	
１月１９日	慰　問	●●老人福祉 センター	入所者の前で発表会
		・ ・	
２月中旬	懇親会	●●ホテル	新会員の親睦会
３月４日	例　会	●●集会所	
３月１８日	例　会	●●集会所	
３月下旬	役員会	会長宅	反省・次年度の活動方針

＜活動計画書作成上の注意点＞

・普段の練習や学習等の活動計画も記載してください。

・活動予定日が明らかでない場合はおおよその時期を記載してください。

・活動内容は簡潔に記載してください。

予算書の例

令和●●年度予算書

（団体名　　）

１　収入

（単位：円）

項　　目	予算額	備　　考
前年度繰越	14,728	
会費	151,200	800円×15名×12ヶ月＝144,000円 800円× 1名× 6ヶ月＝ 4,800円 800円× 1名× 3ヶ月＝ 2,400円
謝礼	10,000	●●老人福祉センター
合　　計	175,928	

２　支出

（単位：円）

項　　目	予算額	備　　考
会場使用料	14,000	●●集会所：400円×24回＝9,600円 わかくさ･ﾌﾟﾗｻﾞ：600円×1回＝600円 文化会館：3,800円×1回＝3,800円
研修会参加費	8,000	500円×16名＝8,000円
講師謝礼	60,000	5,000円×12回＝60,000円 講師名：若草　三郎
懇親会費	59,500	3,500円×17名＝59,500円
切手代	4,100	82円×50枚＝4,100円
事務用品代	3,000	封筒、印刷用紙、ボールペン等
コピー代	1,500	5円×300枚＝1,500円
予備費	10,000	
次年度繰越	15,828	
合　　計	175,928	

＜予算書作成上の注意点＞

・収入の合計と支出の合計が一致するように作成してください。

・講師に謝礼を支払う見込みの場合は、必ず支出に予算額を計上し、講師名を記入してくだ

活動報告書の例

令和●●年度活動報告書

（団体名　　）

活動日	活動名	活動場所	活動内容等
４月３０日	役員会	会長宅	総会の打ち合わせ
５月２７日	総　会	わかくさ・プラザ ３－２研修室	前年度の活動・会計報告 新年度の活動計画・予算
６月６日	例　会	●●集会所	
６月２０日	例　会	●●集会所	
		・ ・ ・	
１１月１１日	発表会	関市文化会館	関市内の活動グループによる 発表会
１２月２日	研修会	●●ホール	●●協会主催の研修会に参加
		・ ・ ・	
１月９日	新年会	●●ホテル	新会員の親睦を兼ねた懇親会
１月２２日	慰　問	●●幼稚園	園児の前で発表会
２月１９日 ～２０日	合　宿	●●県 ●●センター	●●会との合同による強化合宿
３月６日	例　会	●●集会所	
３月２０日	例　会	●●集会所	
３月３０日	役員会	会長宅	反省・次年度の活動方針

＜活動報告書作成上の注意点＞

・普段の練習や学習等の活動計画も記載してください。

・活動内容は簡潔に記載してください。

決算書の例

令和●●年度決算書

（団体名　　）

１　収入

（単位：円）

項　　目	決算額	備　　考
前年度繰越	6,995	
会費	139,200	800円×14名×12ヶ月＝134,400円
		800円× 1名× 6ヶ月＝ 4,800円
合宿費	150,000	10,000円×15名＝150,000円
謝礼	10,000	●●幼稚園
合　　計	306,195	

２　支出

（単位：円）

項　　目	決算額	備　　考
会場使用料	13,600	●●集会所：400円×23回＝9,200円
		わかくさ･ﾌﾟﾗｻﾞ：600円×1回＝600円
		文化会館：3,800円×1回＝3,800円
研修会参加費	7,500	500円×15名＝7,500円
講師謝礼	60,000	5,000円×12回＝60,000円
		講師名：若草　三郎
懇親会費	57,000	3,800円×15名＝57,000円
強化合宿費	147,000	9,800円×15名＝147,000円
切手代	3,444	82円×42枚＝3,444円
事務用品代	1,023	封筒代：550円×1袋×1.08＝594円
		印刷用紙代：398円×1〆×1.08＝429円
コピー代	1,900	5円×380枚＝1,900円
次年度繰越	14,728	
合　　計	306,195	

＜決算書作成上の注意点＞

・収入の合計と支出の合計が一致するように作成してください。

・講師に謝礼を支払った場合は、必ず支出に計上し、講師名を記入してください。

関市社会教育関係団体認定要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、関市における社会教育の推進を図るため、社会教育関係団体の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において「社会教育関係団体」とは、社会教育法（昭和２４年法律第２０７号。以下「法」という。）第１０条に規定する社会教育関係団体をいう。

２　この告示において「社会教育」とは、法第２条に規定する社会教育をいう。

３　この告示において「関市社会教育委員」とは、関市社会教育委員設置条例（昭和３４年関市条例第１３号）に基づき設置された関市社会教育委員をいう。

（認定対象）

第３条　教育委員会は、次に掲げる団体を社会教育関係団体として認定するものとする。

（１）　関市文化協会

（２）　一般財団法人　関市体育協会

（３）　関市青少年健全育成協議会

（４）　関市子ども会育成協議会

（５）　関市ＰＴＡ連合会

（６）　関市地域女性の会連合会

（７）　関市女性連絡協議会

（８）　関市スポーツ少年団

（９）　関市老人クラブ連合会

（１０）　関市読書サークル協議会

（１１）　関市地域クラブ

２　教育委員会は、前項各号に掲げる団体にあっては、その加盟団体及び構成団体についても社会教育関係団体としての認定（以下「認定」という。）をするものとする。

（その他の団体の認定基準）

第４条　前条の規定にかかわらず、教育委員会は、次に掲げる基準を満たす団体について認定をすることができる。

（１）　公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものであること。

（２）　団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。

ア　団体の構成員が５人以上で、当該構成員の数の２分の１以上の者が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。

イ　団体の組織及び運営のために規約又は会則を有し、代表者、会計及び監査を設けていること。この場合において、代表者は、成人であること。

ウ　継続的かつ計画的に活動が行われていること。

エ　主たる活動場所が市内であること。

オ　構成員相互の親睦交流のみを目的とする団体でないこと。

カ　構成員の対象を限定せず、入会希望者を広く受け入れる開かれた団体であること。

（３）　団体設立後１年以上の活動実績があること。

（４）　次に掲げる団体に該当しないものであること。

ア　専ら営利を目的とした活動を行う団体

イ　塾等であって、講師、指導者等の特定の者に利益を与える意図をもって活動を行う団体

ウ　企業、大学等のクラブ活動又はサークル活動を行う団体

エ　特定の政党又は公職の候補者の利害に関する活動その他の政治活動（選挙運動を含む。）を行う団体

オ　特定の宗教を支持し、又は教派若しくは教団を支援する活動その他の宗教活動を行う団体

（認定の申請）

第５条　前条の規定により認定を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、関市社会教育関係団体認定（更新）申請書（別記様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

（１）　規約又は会則

（２）　構成員の名簿（構成員の住所及び役職が記載されているものに限る。）

（３）　当該年度の活動計画書及び予算書

（４）　当該年度の前年度の活動報告書及び決算書

（５）　その他教育委員会が必要と認める書類

（認定又は不認定の決定）

第６条　教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定をするかどうかを決定し、認定をした場合は関市社会教育関係団体認定証（別記様式第２号。以下「認定証」という。）を申請者に交付し、認定をしなかった場合は関市社会教育関係団体不認定（更新）通知書（別記様式第３号）により申請者に通知する。この場合において、教育委員会は、必要に応じて関市社会教育委員の意見を聴取することができる。

（認定有効期間）

第７条　認定証の有効期間（以下「認定有効期間」という。）は、前条（次条第２項の規定により準用する場合を含む。）の規定により教育委員会が認定証を交付した日（認定証の更新の場合は当該交付した日の属する年の８月１日）から次の基準年度の７月３１日までとする。

２　前項の「基準年度」とは、令和４年度及び同年度から起算して３年度又は３の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。

３　第１項の規定にかかわらず、認定有効期間中に解散した認定団体に係る認定有効期間は、当該解散の日までとする。

（認定の更新）

第８条　第６条の規定により認定証の交付を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定証の更新を受けようとする場合は、認定有効期間の満了の日の２月前から同日の２０日前までの間に更新の手続を行わなければならない。

２　第５条及び第６条の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第５条中「前条の規定により認定」とあるのは「認定証の更新」と、第６条中「前条」とあるのは「第８条第２項において準用する前条」と、「認定を」とあるのは「認定証の更新を」と読み替えるものとする。

（変更等の届出）

第９条　認定団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに関市社会教育関係団体変更（解散）届（別記様式第４号）により教育委員会に届け出な

ければならない。

（１）　規約又は会則を変更したとき。

（２）　会長又は代表者を変更したとき。

（３）　認定団体を解散したとき。

（４）　第４条各号に掲げるいずれかの基準を満たさなくなったとき。

（認定の取消し）

第１０条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

（１）　認定団体がこの告示の規定に違反したとき。

（２）　認定団体が偽りその他不正の行為により認定を受けたことが明らかになったとき。

（３）　認定団体が第４条各号に掲げる基準を満たしていないことが明らかになったとき。

（４）　その他教育委員会が認定団体として適当でないと認めたとき。

２　前項の規定による認定の取消しに関し、教育委員会は、必要に応じて関市社会教育委員の意見を聴取することができる。

（事情聴取等）

第１１条　教育委員会は、必要があると認めたときは、認定団体の活動について事情を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（認定団体の公表）

第１２条　教育委員会は、認定団体の名称、活動内容その他の事項を市ホームページに掲載し公表するものとする。

（委任）

第１３条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附　則

１　この告示は、令和６年５月２８日から施行する。

２　関市社会教育関係団体認定要綱を廃止する告示（令和６年関市告示第２０６号）による廃止前の関市社会教育関係団体認定要綱（平成３１年関市告示第７４号。以下「旧告示」という。）第６条第２項の規定により交付された同項に規

定する認定証であって、この告示の施行の際現に効力を有するものは、第６条の規定により交付された認定証とみなす。この場合において、その交付されたものとみなされる認定証の有効期間は、旧告示第７条に規定する認定有効期間とする。